

2 林国業第 1 8 7 号
令和 2 年 1 2 月 1 8 日

各森林管理局計画保全部長 殿
各森林管理局森林整備部長 殿

林野庁国有林野部業務課長

森林土木工事等の受注者が行う除排雪作業への協力に係る対応について

本格的な降積雪期を迎えるに当たり、令和 2 年 11 月 20 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知（以下「中防災通知」という。）を受けて、「降積雪期における雪崩等山地災害の未然防止について」（令和 2 年 12 月 14 日付け 2 林整治第 1450 号林野庁長官通知）を各森林管理局長宛て発出し、山地災害の未然防止に向けて万全を期すようお願いしたところである。

については、中防災通知 1 の(4)に基づき、市町村等が実施する除排雪作業に対応可能な地元企業が、森林土木工事、造林事業又は製品生産事業（以下「工事等」という。）の受注者（請負者）又は下請負者（以下「受注者」という。）となっている場合、大雪に対する除排雪の担い手確保のため、関係事業者が除排雪作業を迅速かつ優先的に行えるよう、発注工事等の一時的な中断等関係事務の弾力的な運用を行うなど、下記事項に留意の上対応願いたい。

記

- 1 工事等の受注者が除排雪作業に協力するため、工事等を一時的に中断する必要がある場合は、事前に監督職員と連絡調整させること。
- 2 工事等の受注者が除排雪作業に協力するため、必要があると認めるときは、国有林野事業工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第 20 条第 2 項、国有林野事業造林事業請負契約約款（以下「造林約款」という。）第 20 条第 2 項又は国有林野事業製品生産事業請負契約約款（以下「生産約款」という。）第 20 条第 2 項による工事等の一時中止をさせること。
- 3 2 による工事等の一時中止をさせた場合において、必要があると認めるときは、工事約款第 20 条第 3 項、造林約款第 20 条第 3 項又は生産約款第 20 条第 3 項により、工期又は事業期間を延長すること。
- 4 2 による工事等の一時中止をさせた場合の現場の維持や安全管理については、万全を期すよう受注者に徹底するとともに、そのために新たに必要と認められる費用については工事約款第 20 条第 3 項、造林約款第 20 条第 3 項又は生産約款第 20 条第 3 項による請負金額の変更の対象とすること。

担当：災害対策分析官
森林土木専門官
森林整備班造林係
供給対策班生産調整係